

松本市告示第557号

松本市アルプス公園自然活用委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年11月20日

松本市長 臥雲 義尚

松本市アルプス公園自然活用委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市アルプス公園自然活用実行会議から提言を受けた松本市アルプス公園いきものふれあいの森(以下「いきものふれあいの森」という。)の管理運営、利用方針の検討、利用に関するガイドラインの作成等を行うため、松本市アルプス公園自然活用委員会(以下「自然活用委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 自然活用委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いきものふれあいの森の管理運営及び利用方針の検討
- (2) いきものふれあいの森の利用に関するガイドラインの作成
- (3) 公園ボランティア(イベントを開催したり、公園管理に協力したりする者として、いきものふれあいの森に登録している団体又は個人をいう。以下同じ。)に関する活動計画の検討
- (4) 公園ボランティアの登録及び活動の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 自然活用委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市民、利用者の代表
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員長代行)

第5条 委員会に委員長及び委員長代行各1人を置く。

2 委員長及び委員長代行は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、自然活用委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠け

たときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 自然活用委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員会の議長は、委員長が務める。

2 自然活用委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 自然活用委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(松本市アルプス公園自然活用実行会議設置要綱の廃止)

2 松本市アルプス公園自然活用実行会議設置要綱（令和4年告示第269号）は、廃止する。